



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 指定管理者の指定・2件（観光振興課）…………… 1
- 県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 1
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認（港湾課）…………… 2

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 3

告 示

沖縄県告示第95号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成23年沖縄県告示第67号で同意の認定をした佐敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成27年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県告示第96号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第6条の規定により、沖縄コンベンションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

沖縄県告示第97号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第6条の規定により、万国津梁館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 ザ・テラスホテルズ株式会社 名護市字喜瀬1808番地
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

沖縄県告示第98号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成27年2月20日

沖縄県文化観光スポーツ部長 湧 川 盛 順

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市久茂地2丁目2番2号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成27年4月28日から同年6月28日まで

- 4 観覧料の額
企画展「ディズニー 夢と魔法の90年展 ミッキーマウスからピクサーまで」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	800円	640円
	中学生及び小学生	500円	400円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第99号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリパークの利用料金を承認した。

平成27年2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施設の名称 西原・与那原マリパーク
- 2 指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 3 利用料金の適用年月日 平成27年4月1日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額									
	単位	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上19メートル未満のもの	艇長19メートル以上のもの
陸置場	1艇1日につき	217円	308円	399円	491円	581円	674円	765円	809円	
	1艇1月につき	4,346円	6,168円	7,991円	9,814円	11,636円	14,537円	15,283円	16,914円	
	1艇1年につき	52,152円	74,016円	95,892円	117,768円	139,632円	174,444円	183,396円	194,328円	

係留施設	単位	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上19メートル未満のもの	艇長19メートル以上21メートル未満のもの
	1艇1日につき	264円	368円	472円	576円	680円	784円	887円	939円	1,042円
	1艇1月につき	5,298円	7,375円	9,452円	11,528円	13,605円	15,682円	17,758円	18,797円	19,826円
	1艇1年につき	63,576円	88,500円	113,424円	138,336円	163,260円	188,184円	213,096円	225,564円	237,912円
シャワー	1回につき300円									
多目的広場	平日	1時間につき4,320円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、2,160円）								
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき6,480円（多目的広場の半分の面積を利用する場合にあっては、3,240円）								
軽スポーツ広場	1時間につき2,160円									
パークゴルフ場	午前8時30分から午後6時まで（受付時間）	1人1回につき300円								
	午後6時から午後8時まで（受付時間）	1人1回につき500円								
照明設備	1時間につき10,800円（多目的広場の半分の面積に係る照明設備を利用する場合にあっては、5,400円）									

備考

- 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日をいう。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 2月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 開発許可年月日及び指令番号 平成26年 3月19日 沖縄県指令土第245号
- 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字富盛1857番 5
- 公共施設 なし
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字波名城884番地 1 グランパ23 1-D号室 野原友和
- 検査済証番号 平成27年 2月12日 第4179号
- 工事完了年月日 平成27年 1月26日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--